

一般社団法人タウンスペースWAKWAK

定 款

# 一般社団法人タウンスペースWAKWAK 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人タウンスペースWAKWAK と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、福祉と人権を基調にした市民活動の促進を通して、地域まちづくりの推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉のランドデザインづくりとコミュニティ・スペース活用事業
- (2) 高齢者・障がい者・子育て世帯・若者支援のための地域支えあい事業
- (3) 障がい児者の絵画教室及び障がい児者の居場所づくり並びに障がい者の雇用就労支援事業
- (4) 認知症高齢者・障がい児者の成年後見人の養成等のライフサポートにかかる事業
- (5) 障がい者ケアホーム整備事業
- (6) 青少年の立ち直りと健全育成のための事業
- (7) コミュニティボランティア育成のための事業
- (8) メディア・リテラシー推進事業
- (9) 上記事業についての市民活動団体相互及び市民・事業者・行政との連携、協働促進並びに事務受託の事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 大阪府高槻市 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、事務所の掲示板に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、又は、団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、又は、団体

(入 会)

第 6 条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 17 条に定める社員総会の特別決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して 1 年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けまたは会員である団体、もしくは法人が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

### 第 3 章 社員総会

(種類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 15 条 当法人の定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、正会員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

- 5 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(社員総会の決議の省略)

第 18 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が署名または記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第 18 条の場合も、前項の議事録を作成する。

## 第 4 章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第 21 条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数等)

第 22 条 当法人には理事を 3 名以上及び監事 1 名以上を置く。

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 3 理事のうち、2 名以内を副代表理事とすることができ、代表理事を補佐する。
- 4 理事のうち、1 名を業務執行理事とし、当法人の業務を執行する。ただし、業務執行理事は、事務局長を兼務することができる。

(理事及び監事の選任等)

第 23 条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって当法人の正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が 2 年に足りないときは、第 1 項によるものとする。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬、賞与、退職金その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

## 第 5 章 理事会

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、副代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
  - (6) 第33条の責任の一部免除及び責任限手契約の締結

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 31 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事(ただし、第 29 条ただし書の場合には、出席した理事)及び監事がこれに署名または記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第 33 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第 6 章 基 金

(基金の募集)

第 34 条 当法人は、正会員または第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 35 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに



については、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 36 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 37 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第 7 章 解 散

(解散の事由)

第 38 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 1 社員総会の決議
- 2 法人の合併
- 3 社員が欠けたとき
- 4 法人の破産手続開始決定
- 5 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第 38 条の2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法人の継続)

第 39 条 前条第 1 号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

## 第 8 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 9 章 個人情報情報の保護

(個人情報の保護)

第 41 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 (剰余金の分配の禁止)

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 43 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

大阪府高槻市昭和台町 2 丁目 5 番 7 号 岡本 茂

大阪府高槻市津之江町 2 丁目 18 番 13 号 今井 司

大阪府高槻市富田町 5 丁目 16 番 6 号 高井 博史

大阪府高槻市富田町 6 丁目 2 番 3 号 畠山 慎二

(定款に定めのない事項)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附則 この定款は、令和 2 年 5 月 26 日開催の定時社員総会において承認され、同日より施行する。

本書は当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人タウンスペースWAKWAK

代表理事 岡本 茂 ⑩